

# 審査基準

平成30年7月30日作成

法令名	確認事務の委託の手続等に関する規則
根拠条項	第13条第2項
処分の概要	駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）	神奈川県公安委員会
法令の定め	確認事務の委託の手続等に関する規則第13条第3項（駐車監視員資格者証用写真の添付）
審査基準	判断基準は根拠条項・法令の定めによる。
標準処理期間	14日
申請先	神奈川県警察本部交通部駐車対策課又は警察署
問い合わせ先	神奈川県警察本部 交通部 駐車対策課 駐車取締り係 (電話045-211-1212 内線5282)
備考	